

～大切なお知らせ～(児童手当等受給者向け)

令和6年10月分(12月支給)より児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。**必ずご確認ください。**

1. 変更後内容

■支給対象年齢拡大

- ① 18歳達する日以降の最初の3月31日までの児童(平成18年4月2日以降に出生)がいる世帯が支給対象となります。

■所得制限撤廃

- ② **上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象**となります。

■多子加算の拡大

※多子加算は、22歳到達後の最初の3月31日までの子について、親などの経済的負担がある場合が対象

- ③ **第3子以降の児童**は児童1人当たり支給額が**一律3万円**となります。

■算定児童の年齢拡大

※算定児童とは、支給対象外のうち多子加算に影響する子のこと

- ④ **算定児童が18歳～22歳(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)の子**となります。

◆算定例◆

児童年齢	算定	支給金額(円)
21歳	第1子	
17歳	第2子	10,000
14歳	第3子	30,000

児童年齢	算定	支給金額(円)
23歳		
17歳	第1子	10,000
14歳	第2子	10,000



■支給月が2か月に1回

- ⑤ 児童手当の支給月が**2月、4月、6月、8月、10月、12月**となります。

2. 申請対象者

☆平成18年4月2日以降に出生した児童がいる世帯が対象です。

伊予市で児童手当等を受給していますか？

はい

いいえ

④に該当する児童がおり、
0歳から④までの子が合わせて3人以上いますか？

伊予市HPを確認し、
手続きしてください。

はい

いいえ

多子加算をする場合
申請必要(下記Aへ)※1

申請不要※2

～提出書類～

※下記提出書類を郵送 若しくは 伊予市子育て支援課の窓口に出してください。

A 申請対象者

・監護相当・生計費の負担についての確認書

※1 親などが経済的負担をしている0歳～22歳(平成14年4月2日以降生まれ)までの子が合計で2人以下の場合は、多子加算ができませんので、申請は不要です。(多子加算については別紙参照)

※2 高校生年齢がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、市が確認して増額し、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。そのため、申請は不要です。

3. 支給額

児童の年齢	支給金額(1人当たりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

4. 申請期限

令和6年11月8日(金)(消印有効)



なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで(必着)に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って既に支給した額と増額分の差額を支給します。

令和7年4月1日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの増額となりますのでご注意ください。

■問い合わせ先 伊予市子育て支援課 児童手当担当

089-982-1119(直通)